

情報連携の対象となる番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務 (独自利用事務) の事例等について

平成 27 年 8 月 6 日
特定個人情報保護委員会

1. 情報連携の対象となる独自利用事務の事例

地方公共団体において現在検討している番号法第 9 条第 2 項の条例で定める事務（以下「独自利用事務」という。）であって情報連携を希望するものについて、平成 27 年 5 月以降、331 の地方公共団体（機関としては 422 機関）から 1,898 の事務についてヒアリングを行った。

このヒアリングで得られた事例等、関係各省との協議及び主務省令等に係る検討状況を踏まえ、情報連携の対象とできる独自利用事務の事例は、別紙のとおりである。

なお、これにより、ヒアリングで聴取したうち 7 割強の独自利用事務について、情報連携の対象とできるものである。

2. 拡大に係る当面の検討の方向性

ヒアリングで要望のあった独自利用事務のうち、別紙で掲げていないものについては、次のとおり対応する。

(1) 現在主務省令が制定されていない法定事務に準ずる場合の独自利用事務については、主務省令の制定を踏まえて検討を行う。

例：番号法別表第二第 116 の項の事務に準ずるもの（子ども・子育て支援法関係）、同表第 120 の項の事務に準ずるもの（難病の患者に対する医療等に関する法律関係）等

(2) その他の独自利用事務については、地方公共団体及び関係省庁を含む検討会を今秋を目途に設置し、検討する。